

# 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部 を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

平成16年10月27日政令第324号

内閣は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号)附則第1条第2号の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、平成18年6月1日とする。